

法令適用事前確認手続 回答通知書

原管P収第130118003号

平成25年2月15日

日本原子力発電株式会社

取締役社長 濱田 康男 殿

原子力規制委員会原子力規制庁安全規制管理官（BWR担当）

原子力規制委員会原子力規制庁安全規制管理官（PWR・新型炉担当）

平成25年1月18日付け発室発第227号により照会のあった件について、以下のとおり回答します。

照会対象法令（条項）の  
対象となる / 対象とならない

本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

なお、当該回答の理由となる、照会対象法令（条項）の解釈は下記のとおりです。

記

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）においては、原子炉設置者は法第26条第1項の規定により、法第23条第2項第2号から第5号まで又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときは、原子力規制委員会の許可を受けなくてはならない。

2. 照会のあった件は、貴社敦賀発電所において、不燃性雑固体廃棄物の直接モルタル充填方法を追加するに際し、当該追加が法第23条第2項第5号に規定する「原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備」の変更に該当するか否かの照会である。同号に関する許可の基準は、法第24条第1項に規定する「災害の防止上支障がないものであること」等であるが、今回の処理方法の追加が、すでに受けた許可（変更許可）における基本設計又は基本的設計方針の変更となり、「災害の防止上支障がないものであること」等を改めて判断する必要がある場合には、法第26号第1項の規定に基づく変更許可を要するものになる。

3. 同発電所については、平成10年6月に、不燃性雑固体廃棄物の減容のため溶融設備を設置し、溶融固化体をモルタル充填固化することに関して、火災防護、周辺環境に対する放出放射性物質の低減、放射線業務従事者の放射線防護、共用に係る安全性、安全機能の重要度に応じた信頼性の確保等の観点から確認した上で、設置変更を許可した。

今回照会のあった件については、設備の変更や新たな分別作業等が生じず、設置許可申請書に対する評価に影響を与えるものではないことから、基本設計又は基本的設計方針を変更するものではなく、「災害の防止上支障がないものであること」等を改めて判断する必要があるとは考えられない。

したがって、照会のあった件は法第26条第1項の変更許可が必要なケースには該当しない。